

地震災害対策危機管理マニュアル

平成 26 年 7 月

国見町上下水道課

【地震災害対策危機管理マニュアル】

第1章 総 則

(被害想定・目的)

- 1 国見町の震災における被害想定は、「宮城県沖地震」の被害を想定し、国見町内における予想震度は、震度4から震度5強とし、その他の被害想定はすべて国見町地域防災計画に定めた範囲とする。

大規模な地震の発生により、水道施設には多大な被害が予想される。想定される水道施設の被害は、水道管の破裂・断裂等に伴う断水・濁水・水圧低下等が主と思われるが、水源地等の主要な施設への被害も考慮しなければならない。復旧が長期化すれば、住民生活や経済活動の与える影響は計り知れない。そのため、被災時における水道施設の機能保持は、住民生活にとって最重要な課題であり、被災時には迅速かつ適切な対応を取らなければならない。

震災時における水の確保、公衆衛生の確保、水質保全など上下水道課としての役割を果たし、住民生活の安全を確保することを目的として、震災対策の危機管理マニュアルを策定する。

(本マニュアルの性格)

- 2 このマニュアルは、地震発生時に町内における基本的な対応および活動内容等を定めるものである。

本マニュアルは、国見町地域防災計画の下に位置し、すべて地域防災計画に基づいて定められるものである。

第2章 災害予防対策

(水道施設の被害想定)

- 3 水道施設においては、基幹施設としての水源地、配水池、中継加圧施設、導水管送配水管幹線等の被害及び給水管の破損等が想定される。

(1) 震度5弱の場合

- ・ 水源地、配水池及び中継加圧施設の建物本体に損傷が生じ、被害が発生する可能性が高い。
- ・ 送配水管に亀裂・損傷が生じて漏水が複数箇所が発生する可能性が高く、給水に影響を及ぼす恐れが高い。(減断水)

(災害予防対策)

- 4 水道水は、住民生活及び経済活動にとって必要不可欠なものである。このため、水道施設は、地震による被害が生じないような対策(耐震化等)をできる限り講じているが、今後も積極的に施設の整備を進め、災害に強い水道施設の構築に努めるものとする。

(計画目標)

- 5 水道施設を震災から守るため、老朽化施設の整備・改良等による耐震化・免震化を積極的に進めるとともに、送配水管の耐震化を促進する。さらに、万一被災した場合の被災者に対する応急給水のスムーズな実施を可能にするため、年次的かつ日常的に応急給水施設及び応急給水資機材の整備を図る。

(広報活動)

- 6 平常時から町報や各種広報手段により、災害の際の応急給水の方法や備蓄方法等について広報を行い、災害対策に関する予備知識の普及を図るとともに、万一に備えて普段から住民が自主的に行える対策(ポリ容器等資機材の備蓄等)の実施を呼びかけていく。

- (防災意識の啓発、防火訓練)
- 7 災害時に迅速かつ適切な対応が可能となるよう、平常時から定期的に応急給水活動に即した訓練を実施するとともに、日常的に防災意識の啓発に努める。

第3章 災害応急対策

- (初期活動の考え方)
- 8 初期活動とは、震災時の職員参集、施設及び職員の安全確保、情報収集、各種の応急処置等のことをいう。初期活動における体制が整い次第、直ちに応急活動へ移行する。

- (震度別の被害想定及び影響の想定)
- 9 地震発生による被害の想定及び地震による影響の想定は、以下のとおりとする。
地震別の被害想定に基づき、職員は速やかに初期体制に備えることとする。

(1) 震度4（弱震）の地震が発生した場合

被害の想定	被害が発生する可能性は低い。
影響の想定	地震による影響の可能性は低いが、主要水道施設の点検を行うとともに、監視装置による点検を行う。
職員配備体制	事前配備。 課長を長とし、水道担当職員全員で対応。

(2) 震度5弱（強震）の地震が発生した場合

被害の想定	水源地・配水池・送配水管の被害が発生し、断水することがある。窓ガラスが割れ、補強されていないブロック塀が崩れることがある。
影響の想定	漏水が発生し、給水に影響が出る恐れがある。速やかに出動し、的確な情報収集を行い、被害状況を確認後、直ちに復旧活動に当たる。
職員配備体制	特別警戒配備（1号配備）。 町長を長（本部長）とし、上下水道課長と、本部長が決定した他課の職員での対応。

(3) 震度5強（激震）の地震が発生した場合

被害の想定	主要な水道管、施設の亀裂や破損が生じる可能性が高い。
影響の想定	破裂、漏水が発生し、給水に影響が出る。（断水多数）一部地域で水道供給が停止、停電することもある。職員は速やかに出動し、的確な情報収集を行い、被害状況を確認後、直ちに復旧活動を行う。減断水が広範囲に及ぶため、完全復旧には相当の時間を要する。

職員配備体制	非常配備体制（２号配備）。 町長を長とし、対策本部の指示した職員と、全庁で対応する体制。
--------	---

（震度別の初期活動等）

- 10 地震発生直後から実施する初期活動について、災害実態に即応した内容とするため、震度別の初期活動等を定める。

(1) 事前配備（震度4）

- ① 各施設の被害状況把握と火災発生時の初期消火。
水道関連施設の被災状況を調査・把握して、万一、被害があった場合には、水道担当課長に報告し、被害状況に応じて上司に報告する。
- ② 被害状況を踏まえた緊急措置
被災状況により、施設内外の危険箇所の立入規制や薬物・危険物等に対して緊急措置を行う。
- ③ 非常用自家発電装置の確保
非常用自家発電装置の被害状況を把握し、機能の確保を図る。
- ④ 職員の参集範囲
水道担当職員全員での対応。
- ⑤ 通常業務の取り扱い
被災対応以外の通常業務については、事前配備要員以外で対応する。

(2) 特別警戒配備（1号配備）（震度5弱）

- ① 各施設の被害状況把握と火災発生時の初期消火。
水道関連施設の被災状況を調査・把握して、万一、被害があった場合には、水道担当課長に報告し、被害状況に応じて上司に報告する。
- ② 被害状況を踏まえた緊急措置
被災状況により、施設内外の危険箇所の立入規制や薬物・危険物等に対して緊急措置を行う。
- ③ 非常用自家発電装置の確保
非常用自家発電装置の被害状況を把握し、機能の確保を図る。
- ④ 職員の参集範囲
職員概ね30%の職員を配備し、情報収集、連絡活動及び応急活動を実施する。
- ⑤ 通常業務の取り扱い
被災対応以外の通常業務については、非常配備要員以外で対応する。被災状況により、他の課に応援を依頼して対応するが、災害の状況によって止むを得ない場合は、災害対応を最優先し必要最小限の住民サービス業務を除き、町長の許可を得て、災害が沈静化するまで通常業務を中止することができる。

(3) 第2次非常整備体制（震度5強以上）

- ① 各施設の被害状況把握と火災発生時の初期消火。
水道関連施設の被災状況を調査・把握して、万一、被害があった場合には、水道担当課長に報告し、被害状況に応じて上司に報告する。
- ② 被害状況を踏まえた緊急措置
被災状況により、施設内外の危険箇所の立入規制や薬物・危険物等に対して緊急措置を行う。
- ③ 非常用自家発電装置の確保
非常用自家発電装置の被害状況を把握し、機能の確保を図る。
- ④ 職員の参集範囲
職員概ね60%の職員を配備し、情報収集、連絡活動及び応急活動を実施する。
- ⑤ 通常業務の取り扱い
被災対応以外の通常業務については、非常配備要員以外で対応する。被災状況により、他の課に応援を依頼して対応するが、被害の状況によって止むを得ない場合は、被害対応を最優先し必要最小限の住民サービスを除き、町長の許可を得て、災害が沈静化するまで通常業務を中止することができる。
- ⑥ 情報の収集・広報等

テレビ・新聞等のマスメディアや住民等から広く収集し整理を行い、的確な対応と広報を実施する。

⑦ 応急活動

いつでも応急活動を開始できるよう準備する。

⑧ その他の特別事項

- ・復旧用資機材の在庫量の調査、確認、記録。(日常業務としての点検。)
- ・復旧用資機材の納入業者に連絡し、保有量及び供給状況の確認。
- ・浄水処理薬品等の貯蔵量の確認、補充並びに流出の防止。
- ・配管網図の準備。
- ・応急給水の準備作業
- ・住民等から被害状況の通報箇所の確認、把握並びに記録。
- ・重要施設の被災状況、異常の有無、程度の確認。
- ・中央監視装置による水源地、配水池等の異常の確認。
- ・危険物の確認、把握、流出等の防止。

(応急活動)

- 11 応急活動における活動体制及び任務分担等は、次のとおりとする。

(1) 活動体制

被災状況・配備事由	配備体制	指揮者(責任者)
震度4(弱震)	事前配備	課長(上下水道)
震度5弱(強震)	特別警戒配備(1号配備)	町長(上下水道課長)
震度5強(激震)	非常配備体制(2号配備)	町長(災害対策本部長)

(2) 災害対策本部の設置等

震度4以上の地震が発生し被害が予想される場合は、国見町地域防災計画に基づいて、町長を長とする「災害対策本部」が設置される。

水道の対応は、状況に応じて上下水道課長を長として応急活動を行う。

(3) 任務分担

各配備体制に応じて、任務分担を行う。ただし、刻々と変化する被災状況、復旧状況、応急活動状況等の状況により、識者の指示により適宜構成の見直しを行うことができる。

(応急活動の目標)

- 12 災害が大規模かつ広範囲に及ぶ場合は、応急活動の目標は次のとおりとする。

被災後の時間経過	応急活動等の内容
24時間以内	断水箇所の復旧作業を中心に行う。
72時間以内	被災した水道施設の復旧に着手。
1週間以内	応急復旧した施設から順に、直接又は仮設給水栓を設置して、生活用水の確保に努める。
1ヶ月以内	概ね被災前の給水量の安定確保に努め、完全復旧を目指す。

(応急給水活動)

- 13 応急給水活動は、別途に定める「応急給水マニュアル」による。

(応急復旧工事)

- 14 応急復旧工事は、別途に定める「応急復旧工事マニュアル」による。

(広報活動)

- 15 災害時における広報活動の目的、活動体制は次のとおりとする。

(1) 活動の目的

災害時には、水道施設の被害状況等の的確な情報を住民に速やかに提供することにより、住民の不安を軽減し、無用な混乱を未然に防止する。また、応急対策の方針進捗状況を周知することにより、円滑な応急対策の実施を図る。

(2) 災害時の広報活動体制

災害発生時または災害発生の恐れがある場合は、総務課と連携して情報を収集整理して、対策本部に報告する。

対策本部は、広報内容、広報方法等を決定し広報を指示する。

住民等からの問い合わせに対しては、混乱を避けるため、情報の共有化、一元化並びに広報窓口の一本化を図り、対策本部で対応する。ただし、确实かつ正確に把握している個別情報（水道施設に関する情報並びに給水体制等）であれば、問い合わせを受けた者が対策本部の指示なしに情報を提供できることとする。

- (3) 広報活動の主な内容
 - 施設の被害状況、復旧の見込み。
 - 断水地域（水の出にくい地域）、通水区域。
 - 応急給水の実施場所と方法、注意点。
 - 復旧作業の基本方針。
 - 水質についての注意事項。
 - 情報提供についての協力依頼。
- (4) 広報の方法
 - 災害対策本部から、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアの協力を得て、公益的な広報を行う。
 - 広報車により、地域広報を行う。
 - 町ホームページ、インターネット等を積極的に活用する。

(応急活動等の付随事務)

16 応急活動時に付随する事務は、概ね次のとおりである。

- (1) 応急要請
 - 被災状況によっては、水道担当職員のみでの対応では困難であるため、対策本部を通じて状況に応じ早い時期から他の課の応援を受ける。
 - 被害が甚大で広範囲に及び、国見町のみでの対応が困難な場合は、対策本部の決定を受けて「日本水道協会県支部災害時相互応援協定」に基づき、近隣市町村からの応援を受ける。
- (2) 緊急通行車両の確認手続き
 - 災害時には、災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の通行が禁止または制限される場合があるため、給水タンク車等の応急給水並びに応急復旧に必要な車両のうち、緊急車両として事前に届出、確認がなされている車両にあっては、所定の手続きを速やかに進める。
 - 事前届出の行われていない車両であって、新たに緊急車両として必要とする車両は、緊急通行車両としての手続きを行う。
 - ※ 原則として、他の市町村からの応援車両についても、同様の手続きとする。
- (3) 断水・通水区域の連絡
 - 復旧工事のため、広域的に長期間断水する場合、災害対策本部を通じて、伊達地方消防組合（西分署）へ断水箇所等の情報を必ず連絡すること。